

四半期レポート

グローバルESGバランスファンド
愛称：ブルー・アース
（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）
年2回決算型／隔月分配型

ファンドの運用状況および注目トピック

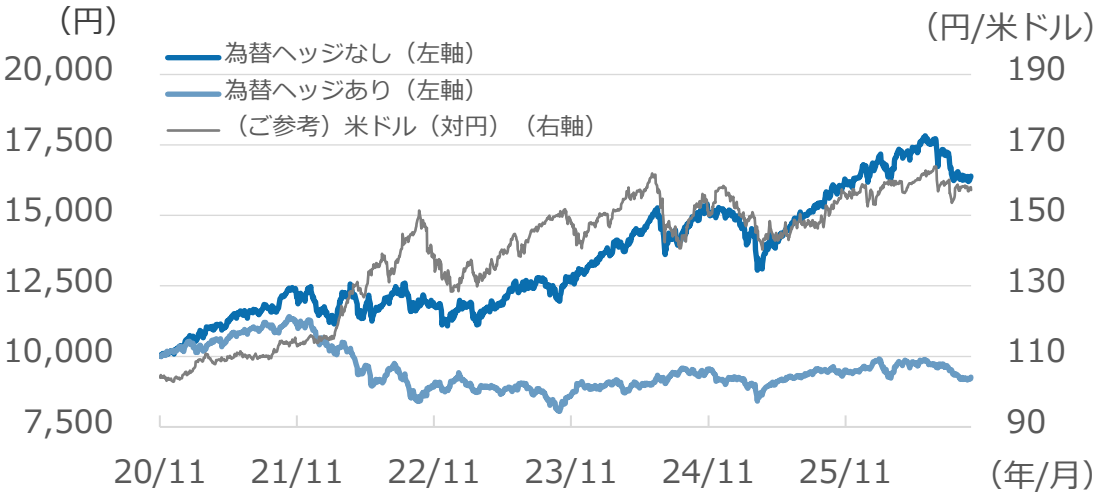
■ファンドのパフォーマンスと為替の推移（2026年8月-10月）

直近３ヵ月のファンドのパフォーマンスは、年２回決算型／隔月分配型（為替ヘッジあり）、年２回決算型／隔月分配型（為替ヘッジなし）ともに下落しました。設定来の推移は下記の通りです。

・基準価額（分配金再投資）ベース

ファンドの詳細は、
野村アセットマネジメントの
ホームページよりご覧頂けます

年2回決算型

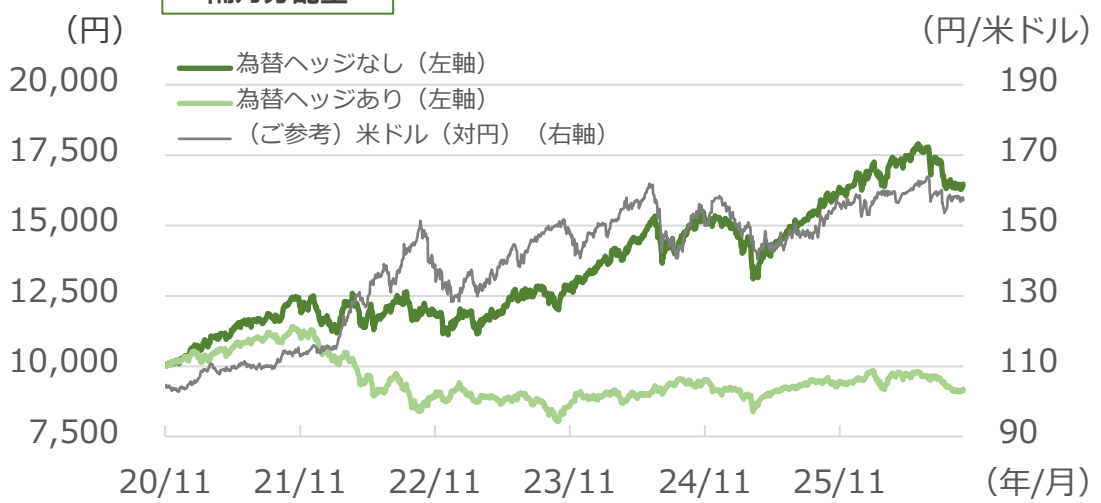


基準価額
（分配金再投資）
2026年10月30日現在

為替ヘッジなし
16,397円

為替ヘッジあり
9,264円

隔月分配型



為替ヘッジなし
16,473円

為替ヘッジあり
9,187円

・ファンドのパフォーマンスは基準価額（分配金再投資）を使用
期間：2020年11月30日（設定日）～2026年10月30日、日次
（出所）ブルームバーグのデータを基に野村アセットマネジメント作成

基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

■ファンドを取り巻く環境とパフォーマンスの振り返り（2026年8月-10月）

2026年8月-10月では、年2回決算型／隔月分配型（為替ヘッジあり）は下落しました。好調な企業決算への期待などは下支え要因となりましたが、9月に、米国のインフレ圧力の高まりからFRB（米連邦準備制度理事会）による利上げ観測が高まったことなどを背景に、グローバルREITを中心に4資産とも軟調に推移し、当期間では基準価額は下落しました。

また、年2回決算型／隔月分配型（為替ヘッジなし）も下落しました。米ドルの対円レートは、7月下旬の日米協調介入以降も両国当局による円安是正への取り組みが意識されたことなどから、円高が進行しました。当期間における円高・米ドル安の進行がマイナスに影響しました。

・ファンドのパフォーマンスは基準価額（分配金再投資）を使用

■組入銘柄のご紹介 ―ESGの取り組み―

グローバルREITの例

<銘柄>

パブリック・ストレージ

GHG（温室効果ガス）削減に注力する米国の不動産投資信託会社

個人および法人向けのセルフストレージ※1施設を取得・開発・保有・管理するほか、引っ越し用スペース付きレンタル施設、テナント再保険サービスの提供等を行なう米国のREITです。
同社は再生可能エネルギーの活用を積極的に推進しています。2025年末までに1,060超の物件に太陽光発電を導入し、年間発電量は約7,600万kWhとなりました。さらに2026年末までには1,300物件への太陽光発電の導入を目指しており、スコープ1および2※2で定義するGHGの合計排出量を2032年までに2022年比で45%削減する目標を定めています。



画像はイメージです。

※1 収納スペースを時間単位や月単位でレンタルし、利用者が自由に荷物を出し入れできるサービス
※2 事業者が行なう製品の原材料調達から製造、物流、販売、廃棄など、一連の流れ全体から発生するGHG排出量（サプライチェーン排出量）を指す。サプライチェーン排出量は、自社内における直接的な排出だけでなく、自社事業に伴う間接的な排出も対象とし、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。スコープ1は「事業者自らによるGHGの直接排出」、スコープ2は「他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出」を指す。

人材育成、地域社会への貢献

同社は従業員教育にも力を入れており、セルフストレージ施設の管理に関する研修や複数の施設を統括する地区管理者に関する研修のプログラムも確立しています。また、地域貢献プログラムを通じて、十分な支援を受けられていないコミュニティの子供達をサポートする複数の非営利団体の支援も行なっており、地域社会との関係強化に努めています。環境負荷低減への取り組みに加え、こうした人材育成、地域貢献の取り組みは同社の長期的な事業の持続性と価値向上につながることが期待されます。

（出所）各種資料を基に野村アセットマネジメント作成

上記は組入銘柄の参考情報を提供することを目的としており、特定銘柄の売買などの推奨、また価格などの上昇や下落を示唆するものではありません。
また、作成時の見解であり今後変更される場合があります。上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

注目トピック

リスクの上昇を受け、注目を集める「レジリエンス」とは？

高まる気象災害やサイバー攻撃被害のリスク

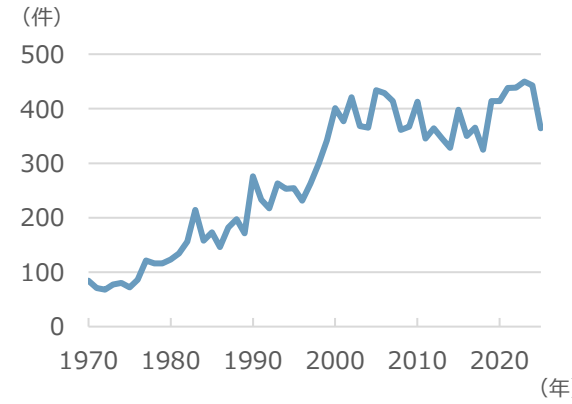
レジリエンスとは、災害や事故などのリスクを完全になくすことは難しいという前提に立ち、被害を受けても重要な機能を維持・回復し、変化に適応していく力です。近年、気象災害やサイバー攻撃のリスクが高まる中、国や企業に求められる力として注目されています。

2026年8月にネパールと中国の国境付近で発生した大規模な洪水・土石流は、甚大な被害をもたらしました。同月には日本国内でも記録的な豪雨が発生し、多くの人的・物的被害が生じました。こうした気象災害には地球温暖化による気候変動も一因にあると考えられており、今後も災害の甚大化・頻発化が懸念されています。

また、企業を取り巻く環境では、サイバー攻撃のリスクも急速に高まっています。ここ数ヵ月、不正アクセスによる個人情報の漏えいが相次いでおり、AIの急速な進歩もその一因と考えられています。

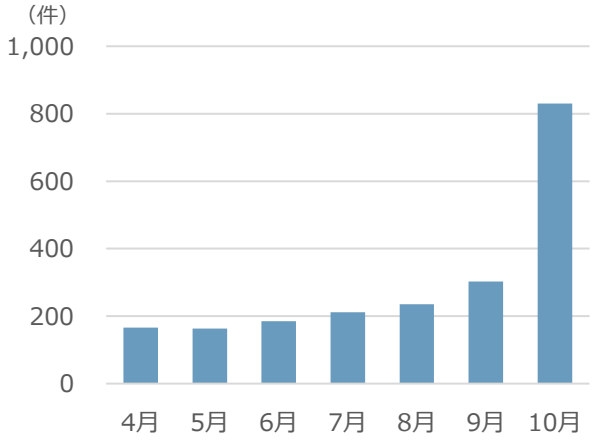
リスクの発生を防ぐだけでなく、被害を受けた後も重要な機能を維持し、速やかに回復する力「レジリエンス」の重要性が高まっています。

世界で記録された自然災害の件数



期間：1970年～2025年、年次（2025年は2026年4月の報告分まで）
（出所）Our World in Data (OWID)のデータを基に野村アセットマネジメント作成

不正アクセスによる個人データ漏えい等の報告件数の推移



期間：2026年4月～10月、月次（10月は16日時点）
（出所）個人情報保護委員会（https://www.ppc.go.jp/）のデータを基に野村アセットマネジメント作成

ESG投資と「レジリエンス」

レジリエンスは、国や企業の価値を左右する要素のひとつとして、投資の面でも注目されています。特に、気候変動による被害を抑え、社会やインフラの回復力を高める取り組みを支える手段として、ESG債の一種である「レジリエンス債」への関心が高まっています。レジリエンス債とは、インフラ整備等、主に気候変動による自然災害対策の関連事業に資金使途を限定した債券です。日本では2025年、東京都が世界に先駆けて発行しました。

ファンドでは、レジリエンス債に限らず、財務諸表だけでは把握しにくい投資先の幅広いレジリエンスにも着目しています。また、さまざまなリスクへの備えや発災後の回復力を見極めるため、発行体との積極的な対話（エンゲージメント※）を重視し、継続的に実施しています。

※投資家として、企業や発行体に対して中長期的な視点から経営の改善等について対話する手法

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、作成時の見解であり今後変更される場合があります。



ファンドの特色

◆世界各国（新興国を含みます。）の株式※1、先進国の企業（金融機関を含みます。）が発行する米ドル建ての社債等※2、米ドル建ての新興国国債等※3、世界各国（新興国を含みます。）の不動産関連有価証券※4を実質的な主要投資対象※5とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※1 DR（預託証書）を含みます。DRはDepositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

※2 期限付劣後債、永久劣後債、優先証券（ハイブリッド証券）を含みます。

※3 国債、政府保証債、政府機関債等を含みます。

※4 世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）および不動産ローン担保証券等に投資するモーゲージREIT等（総称して「REIT」といいます。）ならびに不動産に関連する株式およびETFをいいます。

※5 ファンドは、「ACI ESGグローバル小型株　マザーファンド」、「米ドル建てESG先進国社債　マザーファンド」、「米ドル建てESG新興国国債　マザーファンド」、「ACI ESGグローバルREIT　マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、これらのマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

◆各マザーファンドの運用にあたっては、ESG※6の観点から投資する銘柄を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は以下を基本とします。

※6 ESGとは、Environment （環境）、Social（社会）及びCorporate Governance（企業統治）の総称です。

- ●ACI ESGグローバル小型株　マザーファンド　（投資比率：25%）
- ●米ドル建てESG先進国社債　マザーファンド　（投資比率：35%）
- ●米ドル建てESG新興国国債　マザーファンド　（投資比率：15%）
- ●ACI ESGグローバルREIT　マザーファンド　（投資比率：25%）

◆各マザーファンドの運用にあたっては、それぞれ以下の委託先に運用の指図に関する権限の一部を委託します。

- ●「ACI ESG グローバル小型株　マザーファンド」「ACI ESG グローバル REIT　マザーファンド」
  アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク（米国 ミズーリ州 カンザスシティ市）
- ●「米ドル建て ESG 先進国社債　マザーファンド」「米ドル建て ESG 新興国国債　マザーファンド」
  ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド（英国 ロンドン市）

◆「為替ヘッジあり」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ（先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。）により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行なわない場合があります。「為替ヘッジなし」においては、実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

◆年2回分配を行なう「（為替ヘッジあり）年2回決算型」、「（為替ヘッジなし）年2回決算型」と、隔月で分配を行なう「（為替ヘッジあり）隔月分配型」、「（為替ヘッジなし）隔月分配型」があります。

- ● 「年2回決算型」は、原則、毎年５月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。
- ● 「隔月分配型」は、原則、毎年１月、３月、５月、７月、９月および11月の18日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。

分配金は投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

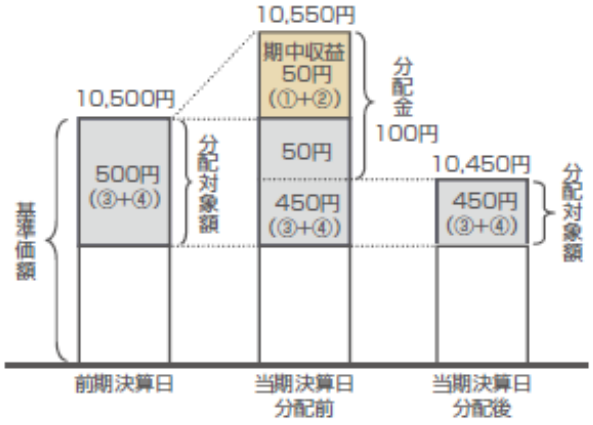


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

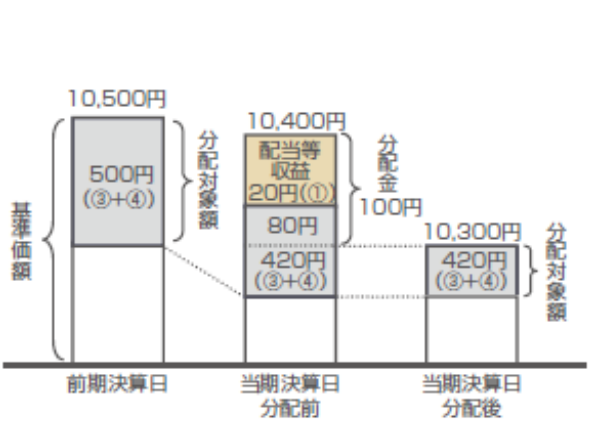
・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

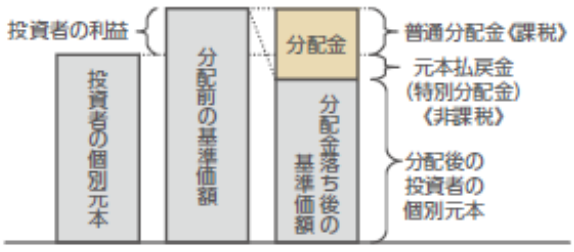


●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

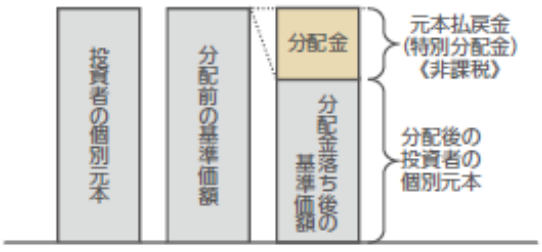
◇普通分配金 …分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
（普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。）

◇元本払戻金（特別分配金） …分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



（分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例）



（分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合の一例）

分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

当ファンドの投資リスク

各ファンドは、株式、債券およびREIT（不動産投資信託証券）等を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格下落、金利変動等による組入債券の価格下落、組入REITの価格下落や、組入株式の発行会社、組入債券の発行体および組入REITの倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。
したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※ファンドの基準価額の変動要因には、この他にも、ESG投資に関するリスクなどがあります。
※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

<お申込メモ>

●信託期間	無期限（2020年11月30日設定）
●決算日および収益分配	【年2回決算型】 年2回の決算時（原則、毎年5月および11月の18日。休業日の場合は翌営業日）に分配の方針に基づき分配します。 【隔月分配型】 年6回の毎決算時（原則、1月、3月、5月、7月、9月および11月の18日。休業日の場合は翌営業日）に分配の方針に基づき分配します。
●ご購入価額	ご購入申込日の翌営業日の基準価額
●ご購入単位	1口単位または1円単位（当初元本1口＝1円） ※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
●ご換金価額	ご換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
●スイッチング	各ファンド間でスイッチングが可能です。 ※販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。
●お申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行　・ロンドンの銀行 ・ニューヨーク証券取引所
●課税関係	個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時（スイッチングを含む）および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象ファンドにおいてNISAを利用した場合には課税されません。ファンドはNISAの「成長投資枠」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<当ファンドに係る費用>

（2026年11月現在）

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 <スイッチング時> 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に年1.705%（税抜年1.55%）の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額（ご換金時、スイッチングを含む）	1万口につき基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<当資料について>

●当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
●当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
●当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
●当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

<お申込みに際してのご留意事項>

●ファンドは、元金が保証されているものではありません。
●ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
●投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
●投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
●お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

設定・運用は
NOMURA
野村アセットマネジメント

商　　号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第373号
加入協会：一般社団法人資産運用業協会／
　　一般社団法人第二種金融商品取引業協会

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第1号	○			
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第12号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第46号	○		○	
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第44号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第38号	○			
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○		○	
株式会社八十二長野銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○			
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○		○	
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第7号	○		○	
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第16号	○			
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○		○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○		○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第8号	○			
株式会社但馬銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第14号	○			
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第3号	○			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第5号	○		○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○		○	
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第2号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第1号	○		○	
株式会社琉球銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第2号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第6号	○		○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第3号	○		○	
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第15号	○			
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○			
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第55号	○			
株式会社あいち銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第12号	○		○	
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第8号	○			
株式会社福岡中央銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第14号	○			
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第11号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第7号	○			

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第21号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第392号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2938号	○			
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	○			
北洋証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長（金商）第1号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第128号	○			
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長（金商）第20号	○			
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長（金商）第5号	○			○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。
お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社京都銀行 （委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社）	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第10号	○		○	

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。